る」を「事項についての基準を内容とする」に改め、「が定められている農林物資の種類」を削り、「十万三千四百円」を「十一万三千三百円」に、「あつては、十万三千百円」を「あつては、十一万二千九百円」に改め、同条第二号中「八万八千百円」を「九万五千八百円」に、「あつては、八万七千八百円」を「あつては、九万五千四百円」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　十万五千四百円（電子申請による場合にあっては、十万五千円）

二　前号に規定する区分以外の区分　八万七千九百円（電子申請による場合にあっては、八万七千五百円）

3　前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　四万六千五百円

二　前号に規定する区分以外の区分　二万九千円

第六条の見出し中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条第一項中「第十九条の八」を「第三十四条」に改め、「額に、」の下に「農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の」を加え、「とした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる」を「のに要する」に改め、「旅費の額」の下に「（以下この条において単に「旅費の額」という。）」を加え、同項第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号イ」に、「基準に係る」を「事項についての基準を内容とする」に改め、「が定められている農林物資の種類」を削り、「八万四千八百円」を「十万二千七百円」に、「あつては、八万四千五百円」を「あつては、十万二千三百円」に改め、同項第二号中「六万千九百円」を「七万六千四百円」に、「あつては、六万千六百円」を「あつては、七万六千円」に改め、同条第二項中「前項の場合において」を「旅費の額は」に、「職員は、」を「職員が」に改め、「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「。以下「給与法」という。」を加え、「その旅費の額を計算すること」を「、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算するもの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第三十四条の登録（以下この条及び第九条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第五十三条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第三十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　九万三千百円（電子申請による場合にあっては、九万二千七百円）

二　前号に規定する区分以外の区分　六万六千八百円（電子申請による場合にあっては、六万六千四百円）

3　現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　七万千百円

二　前号に規定する区分以外の区分　四万四千八百円

第七条の見出し中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条中「第十九条の九第四項」を「第三十五条第四項」に改め、「同条第二項第六号の検査のため」を削り、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が」を「センターの職員二人が同条第二項第六号の検査のため」に、「その出張する職員を二人とし、これらの」を「出張をする」に、「一般職の職員の給与に関する法律」を「給与法」に改める。

第八条の見出し中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条中「第十九条の十」を「第三十六条」に、「第十七条の三第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第九条の見出し中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条第一項中「第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項」を「第三十六条において準用する法第十七条第二項」に、「第十六条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「額に、」の下に「農林水産省又はセンターの」を加え、「第十九条の十において準用する法第十七条の三第一項」を「第三十六条において準用する法第十七条第一項」に、「とした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる」を「のに要する」に改め、「旅費の額」の下に「（次項及び第四項において単に「旅費の額」という。）」を加え、同項第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号イ」に、「基準に係る」を「事項についての基準を内容とする」に改め、「が定められている農林物資の種類」を削り、「五万九千六百円」を「七万千百円」に、「あつては、五万九千三百円」を「あつては、七万六百円」に改め、同項第二号中「四万四千三百円」を「五万三千六百円」に、「あつては、四万四千円」を「あつては、五万三千百円」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第六条第五項」に改め、「前項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　六万三千二百円（電子申請による場合にあっては、六万二千七百円）

二　前号に規定する区分以外の区分　四万五千七百円（電子申請による場合にあっては、四万五千二百円）

3　前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省